

お客様に交付する書面等の電磁的方法による交付に係る取扱規定

新旧対照表 (2025年12月改定)

(下線が改定部分)

新	旧
<p>本規定は、当社が、第2条で規定する書面（以下「対象書面」といいます。）の交付等に代えて、対象書面に記載すべき事項（以下「記載事項」といいます。）を電子情報処理組織（※）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）により提供する場合における方法等および書面の徵求等に代えて対象書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供を受ける場合の方法等（以下、これらを総称し「電子交付等」といいます。）について定めるものです。<u>お客様は本規定に同意をした上で当社のサービスを利用するものとします。</u></p>	<p>本規定は、当社が、第2条で規定する書面（以下「対象書面」といいます。）の交付等に代えて、対象書面に記載すべき事項（以下「記載事項」といいます。）を電子情報処理組織（※）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）により提供する場合における方法等および書面の徵求等に代えて対象書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供を受ける場合の方法等（以下、これらを総称し「電子交付等」といいます。）について定めるものです。<u>お客様が本規定を承諾した場合、本規定の内容が当社とお客様との間の契約内容となることに同意したものとします。</u></p>
<p>第2条（対象書面）</p> <p>対象書面とは、電子交付等の対象となる書面のうち、次の各号に掲げるものとします。</p> <p>①上場有価証券等書面 ②注意喚起書面 ③少人数向け勧誘の告知書 ④外国証券情報 ⑤最良執行方針 ⑥特定口座年間取引報告書 ⑦払出通知書 ⑧投資信託トータルリターン通知書 ⑨取引等に関する確認書 ⑩個人情報・個人データの利用目的・第三者提供（含、外国）・共同利用に係る同意書 ⑪金融商品取引法等に係る同意書 ⑫上記のほか法令諸規則等により交付・徵求が義務付けられた書面 ⑬その他当社が定め、当社ウェブサイト上に掲げるもの</p>	<p>第2条（対象書面）</p> <p>対象書面とは、電子交付等の対象となる書面のうち、次の各号に掲げるものとします。</p> <p>①取引報告書 ②取引残高報告書 ③目論見書 ④目論見書補完書面 ⑤運用報告書 ⑥契約締結前交付書面 ⑦上場有価証券等書面 ⑧注意喚起書面 ⑨少人数向け勧誘の告知書 ⑩外国証券情報 ⑪最良執行方針 ⑫特定口座年間取引報告書 ⑬払出通知書 ⑭投資信託トータルリターン通知書 ⑮取引等に関する確認書 ⑯個人情報・個人データの利用目的・第三者提供（含、外国）・共同利用に係る同意書 ⑰金融商品取引法等に係る同意書 ⑱上記のほか法令諸規則等により交付・徵求が義務付けられた書面 ⑲その他当社が定め、当社ウェブサイト上に掲げるもの</p>
<p>第7条（電子交付の開始日および終了日）</p> <p>電子交付による対象書面の記載事項の提供が可能となる日（以下「電子交付開始日」といいます。）および終了する日（以下「電子交付終了日」といいます。）は、対象書面ごとに異なりま</p>	<p>第7条（電子交付等の契約日および解約日）</p> <p>電子交付等による対象書面の記載事項の提供が可能となる日（以下「電子交付契約日」といいます。）および終了する日（以下「電子交付解約日」といいます。）は、対象書面ごとに異なり</p>

<p>す。各対象書面の電子交付開始日および電子交付終了日は、当社ウェブサイト上に表示するところによります。</p> <p>第9条（電子交付期間中の取扱い） 当社は、電子交付のお取扱いをさせていただく期間中は、対象書面の書面による交付は原則行いません。</p> <p>第10条（電子交付等の内容等の変更） 当社は、電子交付開始日、電子交付終了日、記録日など、電子交付等の内容その他本規定の内容について、電子交付等を承諾されたお客様の利用に際し支障をきたすおそれがないと判断した場合は、(略)</p> <p>第11条（お客様による電子交付等の終了） (略) お客様から終了の申出があった対象書面については、第7条に定める電子交付終了日を経過した以降、対象書面を書面交付させていただきます。なお、電子交付等により記載事項を提供または徴求させていただいた対象書面は、電子交付等を終了した場合であっても、さかのぼって書面で交付することはいたしません。</p> <p>第12条（当社都合による電子交付等の終了） (略) 変更後的方法を含む本規定の改定版を当社ウェブサイト上に掲載した場合は電子メールで通知した上で、変更後的方法による再契約を申し出るものとし、当社は既に取り交わされている契約を一括して又は対象書面ごとにお客様の同意を得ることなく解約することができるものとします。ただし、PDF閲覧ソフトウェアがバージョンアップ（プログラムの改定）した場合は、第5条にもとづき契約は継続します。</p> <p>第14条（解除） 電子交付等は、次の各号に該当する場合には、解除されるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)お客様から解除する旨の申出があった場合 (略) (4)やむを得ない事由により当社が電子交付等サービスの解除を申し出た場合 (5)当社が電子交付等サービスを終了した場合 <p>(追加)</p>	<p>ます。各対象書面の電子交付契約日および電子交付解約日は、当社ウェブサイト上に表示するところによります。</p> <p>第9条（電子交付等期間中の取扱い） 当社は、電子交付等のお取扱いをさせていただく期間中は、対象書面の書面による交付は原則行いません。</p> <p>第10条（電子交付等の内容等の変更） 当社は、電子交付契約日、電子交付解約日、記録日など、電子交付等の内容その他本規定の内容について、電子交付等を承諾されたお客様の利用に際し支障をきたすおそれがないと判断した場合は、(略)</p> <p>第11条（お客様による電子交付等の終了） (略) お客様から終了の申出があった対象書面については、第7条に定める電子交付解約日を経過した以降、対象書面を書面交付させていただきます。なお、電子交付等により記載事項を提供させていただいた対象書面は、電子交付等を終了した場合であっても、さかのぼって書面で交付することはいたしません。</p> <p>第12条（当社都合による電子交付等の終了） (略) 変更後的方法を含む本規定の改定版を当社ウェブサイト上に掲載した上で、変更後的方法による再契約を申し出るものとし、当社は既に取り交わされている契約を一括して又は対象書面ごとにお客様の同意を得ることなく解約することができるものとします。ただし、PDF閲覧ソフトウェアがバージョンアップ（プログラムの改定）した場合は、第5条にもとづき契約は継続します。</p> <p>第14条（解除） 電子交付等は、次の各号に該当する場合には、解除されるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)お客様から解除する旨の申出があった場合 (略) (4)やむを得ない事由により当社が電子交付等サービスの解除を申し出た場合 (5)当社が電子交付等サービスを終了した場合 <p>(追加)</p>
--	---

続を希望する旨の申し出をしたお客様には、書面交付をします。なお、原則デジタル提供対象書面の提供の方法等は、本規定第1条、第4条、第5条、第6条、第8条、第9条及び14条で規定する方法等と同じです。

- ①取引報告書
- ②取引残高報告書
- ③目論見書
- ④目論見書補完書面
- ⑤運用報告書
- ⑥契約締結前交付書面

(2025年12月26日)

(2022年12月1日)